

(目的)

第 1 条 この規程は、麗澤大学学則(以下「学則」という。)第 42 条第 2 項及び麗澤大学大学院学則(以下「大学院学則」という。)第 41 条第 3 項の規定に基づき、学部及び大学院の特別聴講生に関する事項について定めることを目的とする。

第 2 条 削除

(学部特別聴講生の出願資格)

第 3 条 学部特別聴講生の出願資格は、次の各号の要件を備えている者とする。

- (1) 本学の提携する外国の大学等に在籍する学生で、当該大学等が推薦する者
 - (2) 講義を理解するに足る日本語の能力がある者
- 2 前項の規定にかかわらず、学部が認めた場合には聴講を許可することがある。

(大学院特別聴講生の出願資格)

第 3 条の 2 大学院特別聴講生の出願資格は、次の各号の要件を備えている者とする。

- (1) 本学の提携する外国の大学等の大学院に在籍する学生で、当該大学等が推薦する者
- 2 前項の規定にかかわらず、研究科が認めた場合には聴講を許可することがある。

(学部特別聴講生の出願手続)

第 4 条 学部特別聴講生の志願者は、指定の期日までに次に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 特別聴講生志願書
 - (2) 在籍する大学等の推薦書
 - (3) 在籍する大学等の成績証明書
 - (4) 健康診断書
- 2 前項に定めるものの他、必要な書類の提出を求めることがある。

(大学院特別聴講生の出願手続)

第 4 条の 2 大学院特別聴講生の志願者は、指定の期日までに次に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 特別聴講生志願書
- (2) 履歴書(写真添付)
- (3) 在籍する大学院の指導教員の推薦書
- (4) 在籍する大学院の在学証明書
- (5) 健康診断書

(選考・許可)

第5条 特別聴講生の選考は、学部教授会又は研究科委員会の議を経て行い、特別聴講許可科目を指定する。なお、学部特別聴講生においては、1週7コマ以上聴講するものとする。

2 選考に合格した者は、指定の期日までに所定の書類を提出するとともに聴講料を納入しなければならない。

3 前項の手続きを完了した者に聴講を許可し、特別聴講許可書を交付する。

(聴講取消)

第6条 許可された授業科目の聴講を中止しようとする者は、所定の用紙に理由を明記して届け出るものとする。

2 特別聴講生が大学の秩序を乱したとき、授業の妨げとなる行為をしたと認められるとき、あるいは正当な理由なく長期にわたって授業に出席しないときは、特別聴講生の資格を取り消すことがある。

(単位認定)

第7条 特別聴講生が、聴講した授業科目の試験に合格したときは、所定の単位を認定し、単位修得証明書を交付する。

(聴講料等)

第8条 聴講料は、1単位につき10,000円とする。

2 本学が実施している交流協定プログラム参加留学生の聴講料は、前項の定めにかかわらず別に定める授業料を徴収する。

3 前2項の規定にかかわらず、聴講科目により特に費用を要するときは別途徴収することがある。

4 既納の聴講料等については、理由のいかんを問わず返還しない。

(在学期間)

第8条の2 特別聴講生の在学期間は、当該科目の聴講期間とし、原則として1年又は半年とする。

2 在学の開始時期は、許可を得た学期の始めとする。

3 第1項にかかわらず、引き続き特別聴講生を志願する者は、選考を経て継続して在学することができる。

(施設利用)

第8条の3 特別聴講生は、本学の施設等を利用することができる。

(学生寮への入寮)

第9条 特別聴講生が学生寮への入寮を希望する場合は、認めることがある。

2 学生寮への入寮については、麗澤大学学生寮規程に従うものとする。

第10条 削除

第11条 削除

(定めのない事項)

第 12 条 この規程に定めのない事項については、大学執行部会議の議を経て定める。

(事務の所管)

第 13 条 この規程に関する事務は、大学事務局教務・教育企画室・グローバル教育推進室が所管する。

(規程の改廃)

第 14 条 この規程の改廃は、大学執行部会議の意見を聴取した後、学長がこれを定める。ただし、第 8 条の改定については、理事会の議を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この規則は、昭和 55 年 1 月 17 日から施行する。
- 2 この規則は、昭和 62 年 4 月 1 日から改定施行する。
- 3 この規則は、昭和 63 年 4 月 1 日から改定施行する。
- 4 この規則は、平成 2 年 4 月 1 日から改定施行する。
- 5 この規則は、平成 3 年 4 月 1 日から改定施行する。
- 6 この規則は、平成 4 年 4 月 1 日から改定施行する。
- 7 この規則は、平成 4 年 6 月 1 日から改定施行する。
- 8 この規則は、平成 5 年 4 月 1 日から改定施行する。
- 9 この規則は、平成 8 年 4 月 1 日から改定施行する。
- 10 この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から改定施行する。
- 11 この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から改定施行する。
- 12 この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から改定施行する。
- 13 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から改定施行する。
- 14 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から改定施行する。
- 15 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から改定施行する。
- 16 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から改定施行する。
- 17 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から改定施行する。
- 18 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から改定施行する。

この規程の改定施行により、従前の麗澤大学大学院特別聴講生規程は廃止する。